

仕事と生活の調和 ワーク・ライフ・バランス の実現に向けて

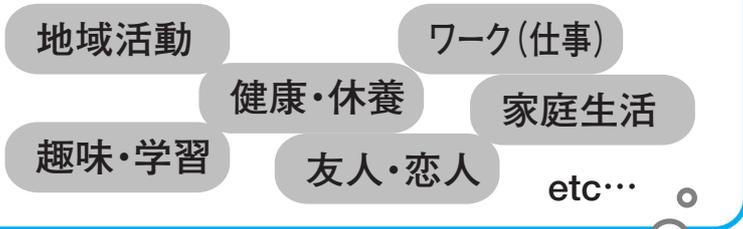
6月23日～29日は
男女共同参画週間です

ワーク・ライフ・バランスとは?

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会のことです。(「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」より)

ワーク・ライフ・バランスの実現は、誰もがいきいきと活躍できる「男女共同参画社会」につながります。

あなたのライフ (=人生)



ひとつ「働き方」を変えてみよう!



あなたの大切にしたい
ヒトやコトは何ですか。
バランスは取れていますか?

男女共同参画のつどい講演会のお知らせ

「今日から始めよう! 仕事もプライベートも
充実させるワーク・ライフ・バランス」

講師: 小室淑恵氏
(株ワーク・ライフバランス代表取締役社長)

日時: 7月3日(土) 13:30~15:30

会場: フレンジア(川口駅東口キュポ・ラ4階)

参加費: 無料、事前申込制

申し込み: 市ホームページまたは復復はがきに①住所、②氏名(ふりがな)、③年齢、④電話番号、⑤講師への質問事項(任意)を記入し、総合政策課男女共同参画社会担当まで。復復はがきの場合は1通で1人申し込み。

6/21 必着。応募者多数の場合は抽選。

※託児サービスあり。1歳~未就学児。申し込み時に託児人数、年齢、性別も併せて記入してください。

※手話通訳希望の場合も記入してください。

※来場者のうち抽選で3人にサイン入り著書をプレゼントします。

●講師紹介●

企業向けコンサルティングを行うと同時に職場復帰をサポートするプログラムを開発。内閣府の委員など複数の公務を兼任。

<著書>「ほんとうの豊かさを手に入れる 人生と仕事の段取り術」「6時に帰るチーム術」「キャリアも恋も手に入れる、あなたが輝く働き方」「小室淑恵の即効プレゼン術」ほか多数

ワーク・ライフ・バランス実践術をお教えします。私はこのやり方で18時から、子どもと一緒に過ごせるようになりました。対象は自分らしい人生を送りたい女性 & 男性です。



「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」は平成19年12月に関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の代表の合意により策定されました。

この憲章を多くの人に理解していただくため、「カエル! ジャパン」キャンペーンが始まりました。

市もこのキャンペーンに賛同しています。

<企業、事業所のみなさんへ>
ワーク・ライフ・バランスの推進は「明日への投資です」

- ・他社ではどのようなWLB(ワーク・ライフ・バランス)の取り組みをしているのを知りたい...
- ・企業や社員が利用できる行政のWLB支援制度について知りたい...

企業向け電話相談窓口
「企業のWLBほっとライン」
埼玉県産業労働部勤労者福祉課
☎ 048-830-4513

(土・日曜、祝日を除く9:00~17:00)
Eメール: a4510-02@pref.saitama.lg.jp

男女共同参画週間

男女が、お互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法が平成11年6月23日に公布、施行されました。

この法律の目的および基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成13年度から6月23日~29日までの1週間を「男女共同参画週間」と決めました。

話そう、
働こう、
育てよう。
いっしょに。

平成22年度
男女共同参画週間
6/23(水)~29(水)



申し込み・問い合わせ:

〒332-0015 川口1-1-1 キュポ・ラ本館棟 M4 階

総合政策課男女共同参画社会担当

☎ 227-7605 FAX 226-7718 火~土曜 9:30~18:15 (日・月曜、祝日は休み)